

改正 令和5年8月30日 原規総発第2308302号 原子力規制委員会決定

令和5年8月30日

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等の一部改正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等（原規総発第1311275号）の一部を、別表により改正する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第44号。以下「改正法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（令和7年6月6日）から施行する。ただし、次条から附則第5条までの規定は、改正法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（令和5年10月1日）から施行する。

（改正法附則第4条から第6条までの認可に係る審査基準及び標準処理期間）

第2条 改正法附則第4条第1項の認可に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準及び同法第6条の規定による標準処理期間は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

一 審査基準 改正法第2条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「新原子炉等規制法」という。）第43条の3の32第1項の審査基準

二 標準処理期間 6月

第3条 改正法附則第4条第3項の認可に係る審査基準及び標準処理期間は、それぞれ新原子炉等規制法第43条の3の32第3項の審査基準及び標準処

理期間とする。

第4条 改正法附則第5条第1項の認可に係る審査基準及び標準処理期間は、それぞれ新原子炉等規制法第43条の3の3第1項の審査基準及び標準処理期間とする。

第5条 改正法附則第6条第1項の認可に係る審査基準及び標準処理期間は、それぞれ新原子炉等規制法第43条の3の3第4項の審査基準及び標準処理期間とする。

別表 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等 新旧対照表

(下線を付し、又は破線で囲んだ部分は改正部分)

改正後				改正前																																											
<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に基づく原子力規制委員会の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準、同法第6条の規定による標準処理期間及び同法第12条第1項の規定による<u>処分基準</u>は、別表のとおりとする。</p> <p>なお、別表中で記載する条項は、特に記載のない限り、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律中の該当する条項を指すものとする。</p> <p>(別表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>内容</th> <th>審査基準又は処分基準</th> <th>標準処理期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">【発電用原子炉の規制】</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第43条の3の32第1項</td> <td>発電用原子炉（実用発電用原子炉に限る。）の長期施</td> <td>基準は、第43条の3の32第6項及び実用炉規則第114条によるものとし、以下の規</td> <td>1年</td> </tr> </tbody> </table>				条文	内容	審査基準又は処分基準	標準処理期間	(略)	(略)	(略)	(略)	【発電用原子炉の規制】				(略)	(略)	(略)	(略)	第43条の3の32第1項	発電用原子炉（実用発電用原子炉に限る。）の長期施	基準は、第43条の3の32第6項及び実用炉規則第114条によるものとし、以下の規	1年	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に基づく原子力規制委員会の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準、同法第6条の規定による標準処理期間及び同法第12条第1項の規定による<u>処分の基準</u>は、別表のとおりとする。</p> <p>なお、別表中で記載する条項は、特に記載のない限り、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律中の該当する条項を指すものとする。</p> <p>(別表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>内容</th> <th>審査基準又は処分基準</th> <th>標準処理期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">【発電用原子炉の規制】</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第43条の3の32第2項</td> <td>発電用原子炉（実用発電用原子炉に限る。）の運転期</td> <td>基準は、実用炉規則第114条によるものとし、以下の規程を基と</td> <td>1年</td> </tr> </tbody> </table>				条文	内容	審査基準又は処分基準	標準処理期間	(略)	(略)	(略)	(略)	【発電用原子炉の規制】				(略)	(略)	(略)	(略)	第43条の3の32第2項	発電用原子炉（実用発電用原子炉に限る。）の運転期	基準は、実用炉規則第114条によるものとし、以下の規程を基と	1年
条文	内容	審査基準又は処分基準	標準処理期間																																												
(略)	(略)	(略)	(略)																																												
【発電用原子炉の規制】																																															
(略)	(略)	(略)	(略)																																												
第43条の3の32第1項	発電用原子炉（実用発電用原子炉に限る。）の長期施	基準は、第43条の3の32第6項及び実用炉規則第114条によるものとし、以下の規	1年																																												
条文	内容	審査基準又は処分基準	標準処理期間																																												
(略)	(略)	(略)	(略)																																												
【発電用原子炉の規制】																																															
(略)	(略)	(略)	(略)																																												
第43条の3の32第2項	発電用原子炉（実用発電用原子炉に限る。）の運転期	基準は、実用炉規則第114条によるものとし、以下の規程を基と	1年																																												

	設管理計画の認可	程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○実用発電用原子炉の長期施設管理計画の審査基準（原規規発第2308304号（令和5年8月30日原子力規制委員会決定））			間の延長の認可	して個々の事案ごとに判断する。 ○実用発電用原子炉の運転の期間の延長の審査基準（原管P発第1311271号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））	
	発電用原子炉（研究開発段階炉に限る。）の長期施設管理計画の認可	基準は、第43条の3の32第6項及び研開炉規則第109条に規定されている。（※1）	1年		発電用原子炉（研究開発段階炉に限る。）の長期施設管理計画の認可	基準は、第43条の3の32第6項及び研開炉規則109条に規定されている。（※1）	1年
第43条の3の32第3項	発電用原子炉（実用発電用原子炉に限る。）の長期施設管理計画の認可	基準は、第43条の3の32第1項の審査基準（実用発電用原子炉部分）と同じ。	1年				

	発電用原子炉 (研究開発段階炉に限る。) の長期施設管理計画の認可	基準は、第43条の3 の32第1項の審査基準 (研究開発段階炉部分)と同じ。	1年				
第43条の3 の32 第4項	発電用原子炉 (実用発電用原子炉に限る。) の長期施設管理計画の 変更の認可	基準は、第43条の3 の32第1項の審査基準 (実用発電用原子炉部分)と同じ。	6月				
	発電用原子炉 (研究開発段階炉に限る。) の長期施設管理計画の変更 の認可	基準は、第43条の3 の32第1項の審査基準 (研究開発段階炉部分)と同じ。	6月				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)